

さいたま市立大谷場東小学校 P T A
個人情報取扱規則

(目 的)

第 1 条 さいたま市立大谷場東小学校 P T A (以下、「P T A」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責 務)

第 2 条 P T A は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第 3 条 P T A における個人情報の管理者は、P T A 副会長とし、P T A 会長がこれを任命する。

(取扱者)

第 4 条 P T A における個人情報の取扱者は P T A 本部役員および P T A 事務とする。

(秘密保持義務)

第 5 条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 6 条 P T A は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

(利 用)

第 7 条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- (1) 会費集金、管理、P T A 活動名簿作成、その他の文書の配布
- (2) 会員名簿、委員会名簿、登校班名簿の作成・運用
- (3) P T A 行事等の出席名簿
- (4) 青少年育成大谷場東地区会への登校班情報の提供
- (5) さいたま市立大谷場東小学校への提供

(利用目的による制限)

第 8 条 P T A は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 7 条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管 理)

第 9 条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出し等)

第 1 0 条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に

行うこととする。

- 2 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要、かつ本人の同意を得ることが困難な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある、かつ本人の同意を得ることが困難な場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名

2. 提供する対象者の氏名

3. 提供する情報の項目

4. 提供する対象者の同意を得ている旨、本人の同意を得ることが困難な場合はその経緯

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名

2. 第三者が個人情報を取得した経緯

3. 提供を受ける対象者の氏名

4. 提供を受ける情報の項目

5. 対象者の同意を得ている旨、本人の同意を得ることが困難な場合はその経緯（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第15条 個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるPTA副会長及びPTA会長に報告しなければならない。

(研修)

第16条 PTAはPTA役員およびPTA事務に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 PTAは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付 則

本規則は、平成30年5月10日制定

本規則は、令和 3年4月30日から一部改正、施行する